

## 要支援母子栄養食品の支給申請をされる方へ

### 制度の概要

赤ちゃんが健やかに育つように、次の条件に該当する方へ保健師が訪問し粉ミルク等を支給する制度です。

### 支給条件

生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯（※1）、所得税非課税世帯（※1）のいずれかに該当し、保健師が訪問指導による支援が必要な妊婦、産婦、乳児（※2）と認められた方が対象です。支援の要否については、保健師が状況についてお話をお聞きするなどして確認しますので、お住まいの地区の保健センター又は長野市保健所にご相談ください。

※1 市民税及び所得税非課税世帯とは、住宅借入金等特別控除などの税額控除前の税額が非課税となった世帯をいいます。

※2 乳児については、健康診査の結果、医師の判断で栄養強化を行うことが必要と認められた場合やお子様の体重が裏面の表Aの値より下回った場合が対象です。

### 支給期間（申請書を受付けた月の翌月からの支給となります。）

1. 妊婦・・・申請書を受けた月の翌月から出産した月まで
2. 産婦・・・出産した月の翌月から3か月間
3. 乳児・・・出生後4か月目の日が属する月から9か月間

### 支給品目

乳児用粉ミルク（産婦と乳児に限る 1人1か月につき1缶）または妊産婦・授乳婦用粉乳（スキムミルク等 1人1か月につき飲料として摂る場合の約30回分）

### 申請書類

1 要支援母子栄養食品支給申請書	
2 母子健康手帳のコピー	<p>①妊婦の場合 表紙、4～7ページ（妊婦自身の記録）</p> <p>②産婦及び乳児の場合 表紙、1ページ（出生届出済証明）、14ページ（出産の状態）</p>
3 世帯調書 （市民税が課税の世帯は、追加して下記(4)の書類の提出をお願いします。）	<p>受給者と同世帯の方（同居している方）全員の氏名を記入します</p> <p>令和4年1月1日時点の住所はどこでしたか？</p> <p>① 長野市の方→世帯調書に必要事項を記入のうえ、申請書と一緒に提出してください。</p> <p>② 長野市以外の方→当時お住まいの市区町村役場で、「市区町村民税課税内容証明」の交付を受け、提出してください。</p>
(4) 課税状況を確認できる書類 （受給者の世帯の中で令和3年に所得のあった方全員について提出をお願いします。）	<p><b>A 給与所得のみの方</b> 令和3年分 給与所得の源泉徴収票（コピー） または 市民税・県民税課税内容証明書 [令和4年度]</p> <hr/> <p><b>B 事業所得者、給与所得者で確定申告された方</b> 令和3年分 所得税確定申告書の控え（コピー） または 市民税・県民税課税内容証明書 [令和4年度]</p>

表 A (乳児の申請基準)

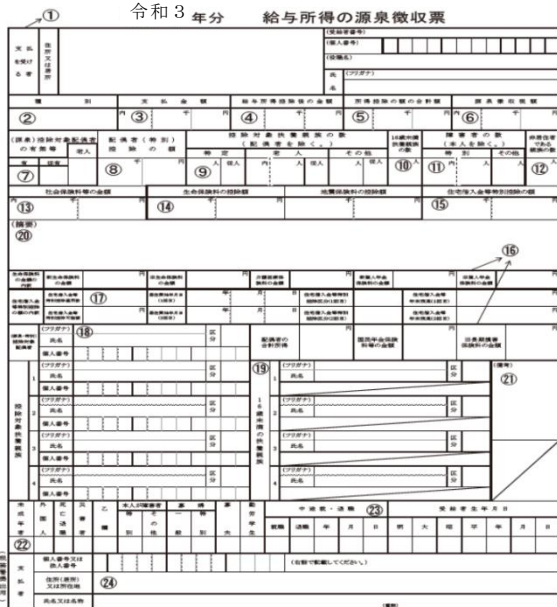
子どもの月(日) 齢	男子	女子
出生時	2, 450 g 以下	2, 410 g 以下
30日	3, 370 g 以下	3, 220 g 以下
2か月未満	3, 940 g 以下	3, 730 g 以下
3か月未満	4, 880 g 以下	4, 580 g 以下
4か月未満	5, 610 g 以下	5, 250 g 以下
5か月未満	6, 170 g 以下	5, 770 g 以下

5か月以上の場合は、長野市保健所健康課母子保健担当へお問い合わせください。

課税状況を確認できる書類

**令和3年分 給与所得の源泉徴収票**

- 勤務先で発行します。



**市民税・県民税課税内容証明書 [令和4年度]**

- 長野市役所の市民税課、市役所市民窓口課、各支所の窓口にて交付申請をしてください。
- 交付申請に際して窓口にお持ちいただくもの
  - 本人確認書類 (運転免許証、旅券 など)
  - 手数料 (1通につき 300円)
  - 委任状 (保護者本人、またはその同居の家族以外の方が窓口で請求する場合のみ)

※ 申請の際には、所得額・扶養・税額がすべて記載されている証明書の発行を依頼してください。

書類の提出先 (お問い合わせ先)

〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号  
 長野市保健所 健康課 母子保健担当 (長野赤十字病院東側) 電話 (026) 226-9963  
 お住まいの各地区保健センター 及び 市役所健康課窓口